

《会計・税務の知識》 免税事業者の消費税に関する留意点等

増税時期がいつになるのか気になる消費税ですが、今回は消費税でも特に基準期間（2期前）の課税売上高が1,000万円以下の免税事業者及び設立1期目・2期目の免税事業者の消費税についての留意点等を取り上げたいと思います。

●設立時の資本金はいくらにしたらよい？

期首の資本金が1,000万円未満であれば、原則、免税事業者となります。

例えば、設立の際、会社に1,000万円の資金を入れる予定であれば、資本金700万円、貸付金（もしくは資本準備金）300万円とすれば、免税事業者となることができます。

ただし、1期中に増資して、2期目の期首の資本金が1,000万円以上になると、2期目は課税事業者になりますのでご留意下さい。

●翌期に還付が予想されるケースでは届出を！

免税事業者である場合で、翌期に多額の設備投資が発生する計画がある場合や、しばらく休眠であった会社が事業譲受等により事業を開始もしくは再開する見込みがあるなどの変化が生じそうな時は、課税事業者選択届出書を当期末日までに提出することが考えられます。

但し、この届出書を提出すると、2年間は免税事業者に戻れなくなりますので、2年間の事業計画に基づいたシミュレーションが必要です。

●課税事業者選択届出の出し忘れ、計画変更などがあつたときはどうすればよい？

課税期間を短縮（3ヶ月または1ヶ月）し、課税事業者選択届出書を提出することにより、消費税の還付を受けることができる可能性があります。

また、決算期変更を行うという方法もあります。

●免税事業者なのに売上の際、消費税を取っても良い？

免税事業者といっても、納税義務が免除されるにすぎず、仕入には消費税が課税されるので、消費税を

売り値に転嫁することは問題ありません。

消費税を取るかどうかは消費税の範疇ではなく、経営判断の範疇です。

消費税については、「免税」「簡易」「原則」など、会社の資本金、売上高および届出の有無によって異なる取り扱いがなされます。それぞれの場合で、同じ業績でも消費税の負担額が違ってきます。これは届出の提出や資本政策によって、ある程度コントロールできるのです。

そのためには、信頼できる会計事務所との日頃のコミュニケーションが欠かせません！！

貴社は会計事務所ときちんとコミュニケーションが取れていますか？



『ベンチャーサポートサイト』

小谷野公認会計士事務所のベンチャーサポート専用サイトです。成長企業の役に立つ情報を発信中です。ぜひご覧下さい。

<http://koyano-vp.com/>

『小谷野公認会計士事務所オフィシャルサイト』

小谷野公認会計士事務所の公式サイトです。時代のスピード変化に対応した財務・会計・税務戦略を提供することによりお客様の事業経営を的確にサポートしていきます。

<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>